

独立行政法人環境再生保全機構中期目標

環境大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、以下のとおり独立行政法人環境再生保全機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

平成16年4月 1日
変更 平成18年3月10日
変更 平成20年8月15日

環境大臣 小池 百合子

第1．中期目標の期間

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間とする。

第2．業務運営の効率化に関する事項

（1）組織運営の効率化

現行の組織運営体制を検証し、業務の廃止等に伴い、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の効率化を推進する。

（2）業務運営の効率化

業務に対する事後評価の実施

業務全体に対する事後評価を毎年度実施し、その結果を業務の運営に反映させることにより、業務内容に応じた業務の効率化を図る。

その他

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による効率化、業務の外部委託等を図ることにより各種事務処理の簡素化・迅速化に取り組み、業務運営の効率化を図る。

（3）経費の効率化・削減

業務運営の効率化を進め、経費（一般管理費及び事業費の合計）について、平成15年度に対し、以下の効率化・削減を図る。

一般管理費

一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。

事業費

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。

（4）業務における環境配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき具体的目標を掲げ、物品及びサービスの購入に際しての環境配慮を徹底し、環境物品等の調達を原則として100%達成する。

また、物品及びサービスの使用・廃棄に当たっての環境配慮のための具体的計画を策定し、その達成に努める。

第3．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、広く情報提供を行い、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。

個々の業務については、以下のとおり目標を定める。

< 公害健康被害の補償及び予防業務 >

（1）汚染負荷量賦課金の徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、徴収率等を平成15年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保する。

納付義務者等に対する効果的な指導

納付義務者等に対して申告・納付に係る効果的な指導を図る。

納付義務者に対するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付の相談、質問事項等を的確に把握し、提供するサービスの充実を図る。

(2) 都道府県等に対する納付金の納付

納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努める。

また、都道府県等からの納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下にする。

納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

納付金の申請等に係る電子化の推進により、都道府県等の事務負担の軽減を図る。

(3) 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図る。

ニーズの把握と事業の改善

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図る。

調査研究事業の実施及び評価

ア ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化し、調査研究費総額を平成15年度比で20%削減する。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図る。

<参考> 調査研究費総額：15年度予算額（320百万円）

イ 事業の達成度等については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせる。

知識の普及及び情報提供の実施

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。

また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにする。

研修の実施

地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するため、効果的な研修を実施する。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。

助成事業の効果的・効率的な実施

ア 助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図る。

イ 助成金の交付申請に係る電子化の推進により、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下とする等地方公共団体の事務負担の軽減、効率化を図る。

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

助成の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。

助成の重点化等

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。

処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。

第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行う。

利用者の利便向上を図る措置

募集期間の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図る。

(2) 振興事業に係る事項

調査事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図る。

研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得

られるようにする。

(3) 地球環境基金の運用等について

地球環境基金の広報に努め、国民・事業者等からの理解と広範な支援を得る。また、基金の適正かつ効果的な運用を図る。

< ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務 >

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表する。

< 維持管理積立金の管理業務 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努める。

< 石綿健康被害救済業務 >

(1) 制度に関する情報提供

制度周知のための広報活動を積極的に行い、救済制度を幅広く国民に周知する。

申請書類等については、都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに掲載し、簡単に入手できるよう配慮する。

制度に関する相談、質問事項に的確に対応し、来訪者の利便性の向上を図る。

また、保健所等の担当者向けのマニュアルを整備するなど、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。

救済制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度の運営状況を公表する。

(2) 石綿健康被害者の認定

救済給付の認定申請について迅速な処理を図る。

(3) 救済給付の支給

救済給付の支給の請求について、迅速かつ適正な処理を行う。

救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等が、救済給付の支給に係る申請手続き等について有している意見等を把握し、利便性の向上を図る。

(4) 申請者、請求者情報の管理

申請者、請求者等の個人情報適切に管理し、情報の漏洩などがないよう措置を講ずる。

(5) 救済給付費用の徴収

船舶所有者及び特別事業主から、救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度の周知を図り、平成19年4月より拠出金を徴収する。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、納付義務者に対する提供情報等の充実を図る。

第4．財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画及び資金計画の作成等

自己収入の確保に努め、「第2．業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更正債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、各年度における債務者の財務状況に照らして返済確実性があると認められるものを除き、中期目標期間中にすべての債権の償却処理を終了する。

また、債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を目標とする。

なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を各年度においてできる限り平準的な額となるよう要求する。

第5．その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

「第2．業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮し、人員の適正配置により業務運営の効率化を図り、中期目標期間中の人事計画を定める。

なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な人員について、1割以上の人員を既存業務の合理化により措置するとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、業務（特に内部管理業務）の合理化により措置するものとする。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費の削減を基本とする取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

(2) その他業務運営に関すること

現在実施中の事業をもって廃止する緑地整備関係建設譲渡事業について

は、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、終了予定年度（平成17年度）内に施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行う。

また、機構は、平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害予防基金から公害健康被害の補償等に関する法律に定める予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、60億円を拠出するものとする。